

第三管区海上保安本部船舶技術部機器課任期付職員採用試験 募集案内
(職員の育児休業に伴う任期付職員募集)

1.職務内容

第三管区海上保安本部船舶技術部機器課の所掌事務のうち、以下の業務を担当する国土交通技官（係長級）として、育児休業代替任期付職員を採用します。

（主な担当業務）

海上保安庁が保有する船舶の高速機関及び業務用電子機器、その他の船舶用機器に関し、当庁側窓口担当として、造船所や船舶用機器製造メーカーなどの民間事業者との調整業務（仕様書の作成等）に従事していただきます。

2.求める人材

- (1) 海上保安行政に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- (2) 課せられた役割の範囲内で自律的に行動ができ、物事を進める推進力を有する者
- (3) パソコン（Windows OS）の一般的操作を支障なく行い、Microsoft Office を使用して文書及び資料の作成、ビジネスメールの作成ができる他、一般的な電話対応や来訪者対応が行える者
- (4) 船舶用機器の製造又は修繕に関係する業務経験を 10 年以上有する者

3.応募資格

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号、以下同じ。）による大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、一定の職務経験（大学を卒業した者は 9 年以上、短期大学及び高等専門学校を卒業した者は 11 年以上、高等学校を卒業した者は 13 年以上）を有する者

※ 次のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4.採用予定人数

1 名

5.採用予定時期及び任期

(1)採用予定時期

原則として、令和 7 年 9 月 1 日（月）

（採用予定者の事情に配慮しますので、ご相談ください。）

(2)任期

採用日から令和 9 年 1 月 31 日（日）まで

6.勤務地

第三管区海上保安本部船舶技術部機器課

神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎

7.給与

(1)基本給

基本給（俸給）は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）が適用され、初任給は学歴、勤務経験等を考慮して決定します。

- ・基本給（月額 265,300 円～354,700 円）

(2)手当

一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき、支給要件を満たした場合は以下の手当が支給されます。

- ・扶養手当（子月額 11,500 円等）
- ・地域手当（俸給等の 16／100）
- ・住居手当（月額最高 2.8 万円）
- ・通勤手当（6 箇月定期券等の価格（1 箇月あたり最高 15 万円）等）
- ・超過勤務手当（正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給）
- ・期末及び勤勉手当（いわゆるボーナス：成績区分が良好（標準）の場合、1 年間に俸給等の約 4.6 月分）

※ただし、在職期間による調整あり。

8.勤務時間・休暇

(1)勤務時間は原則 1 日 7 時間 45 分（09:30～18:15、休憩時間 60 分）で、原則として土・日曜日及び祝日、年末 12 月 29 日～年始 1 月 3 日は休みです。

業務状況等に応じてフレックスタイムやテレワークも活用できます。

※超過勤務（残業）時間数は、月によって変動がありますが、本件任期付採用では概ね 1 ケ月当たり最大 20 時間です。

(2)休暇は、年 20 日の年次休暇（9 月 1 日採用の場合、令和 7 年にあっては 7 日付与されます。残日数は 20 日を限度として翌年に繰り越されます。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）及び介護休暇等があります。

す。

<例示（年次休暇の付与日数）>

任期が令和7年9月1日から令和9年1月31日の場合

- ・令和7年9月1日から令和7年12月31日の間 ➡ 7日付与
- ・令和8年1月1日から令和8年12月31日の間 ➡ 20日付与
- ・令和9年1月1日から令和9年1月31日の間 ➡ 2日付与

9.選考日程、選考方法及び試験地

(1)一次選考：経歴評定、作文試験

応募時に提出いただいた履歴書、職務経歴書及び作文により選考します。

一次選考合格発表日：令和7年7月11日（金）まで

応募者全員に選考結果をメールで通知します。

(2)二次選考：人物試験

令和7年7月下旬に実施します。

※試験日は一次選考合格者に個別にお知らせします。二次選考は、横浜第2合同庁舎（神奈川県横浜市中区北仲通5-57）で行います。

(3)最終合格発表日：令和7年7月30日（水）まで

二次選考受験者全員に選考結果をメールで通知します。

10.応募方法

(1)受付期間

令和7年6月23日（月）から令和7年7月7日（月）17:00まで ※受信有効

(2)提出書類

- ① 履歴書（様式自由、カラー写真貼付（3ヵ月以内に撮影したもの））
- ② 職務経歴書（様式自由、職務経歴・担当した業務等を記載して下さい。）
- ③ 作文（様式自由、800字から1,200字程度記載）
テーマ「あなたが有する職務経験を、どのように海上保安業務へ活用するのかについて」

(3)提出先

jcg-3sengikanri01*gxb.mlit.go.jp

※「*」は「@」に置き換えて下さい。

※「01」は数字の「ゼロ・イチ」です。

※「mlit」の「l」は英小文字のエルです。

（注）メールにて応募された場合、お手数ですが、送達の確認のため、下記お問い合わせ先まで、応募した旨のご連絡をお願いします。

(4)その他

応募の秘密については厳守します。また、応募書類の返却はしませんので、あらかじめご了承ください。

審査内容及び結果に関する問い合わせは一切応じかねますので、ご了承下さい。

採用内定者に選考された場合、最終学歴等の卒業（修了）証明書、在籍した企業等発行の在職証明書、日本国籍の有無を確認するための住民票記載事項証明書、各自で病院において身体検査を受診し別途お渡しする身体検査票を速やかに御提出していただくことになります。証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている証明書等の提出があった場合には、採用予定を取り消す場合があります。なお、証明書等については、給与額を決定する上でも必要となります。証明書がない期間については、職務経験として通算されませんのでご注意ください。

身体検査費用、二次選考のための来庁にかかる交通費等の採用試験受験に必要な費用は全て受験者負担となります。

【お問い合わせ先】

第三管区海上保安本部船舶技術部管理課

担当：採用担当

住所：〒231-8818 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎

電話：045-211-1118（内線 2313）

（受付時間：午前9時30分～午後6時15分（平日のみ））